

委員会傍聴制度を充実します

～平成 25 年2月 19 日から実施～

市民に開かれた議会を目指す議会改革の取り組みとして、委員会傍聴制度の充実を図るため、以下の3項目の実施を決定しました。

- 傍聴席数を増やします
- 「開会前」までだった受け付けを「随時」に変更します
- 資料の持ち帰りができるようになります

[実施内容]

■委員会室の傍聴席数の拡大

常任委員会室	第1～第4	10席→15席
	第5	10席→12席
特別委員会室	第1	10席→15席
	第2	10席→12席
	※第3特別委員会室は現行どおり（20席）	

※各委員会室の席数を超えたときは、場合に応じて別室で音声傍聴となります。

■傍聴の随時受け付け

委員会の開会時間までとしていた受付時間を見直し、開会後であっても、随時受け付けを行います。**※受け付けは、議会棟8階の議会事務局議事課（条例予算・決算特別委員会総会は議会棟13階の第3特別委員会室）で行います。**

■委員会資料の持ち帰り

閲覧のみとしていた委員会資料の取り扱いを見直し、委員会終了後に、資料の持ち帰りができるようになります。（資料の数には限りがあります。また、分科会報告書など、一部、持ち帰りできない資料もあります）